

### 第391回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年6月25日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

|             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| 1 番 江口勘四郎委員 | 2 番 長沼健司委員   | 3 番 山川光照委員  |
| 4 番 上妻一実委員  | 5 番 山口久志委員   | 6 番 吉田とも委員  |
| 7 番 井上隆市委員  | 8 番 松田陽一委員   | 9 番 木村 正委員  |
| 10 番 富田憲一委員 | 11 番 鈴木萬四郎委員 | 12 番 渡邊智春委員 |
| 13 番 後藤敏秀委員 | 14 番 原田広幸委員  | 15 番 木村辰也委員 |
| 16 番 花谷和男委員 |              |             |

出席推進委員 7人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、山口守推進委員、金子俊信推進委員、  
奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第438回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第439回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

## 7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、6月15日に告示になりました、第391回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年6月15日、上山市農業委員会告示第7号により、令和3年6月25日、第391回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年6月18日付け農委第53号をもって、第391回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第391回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が7人出席しております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、5番、山口久志委員、11番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。阿弥陀地地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。6月22日に面談、現地確認をしてきました。この土地は〇〇さんの自宅のすぐそばなことから、〇〇さんが〇〇さんから借りて作っており、代わりに〇〇さんが〇〇さんのジベ処理などを手伝っていましたが、〇〇さんの後継者が亡くなり、また〇〇さんが高齢の

ため、今回購入を依頼したとのこと。今後は野菜を作ると伺っております。  
要件を満たすと思われます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は、〇〇破産管財人〇〇氏、弁護士、譲受人は〇〇氏、農業であります。原口地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。6月20日に譲受人と面談し調査しております。この土地については以前から譲受人が管理を委託されており、今回、譲渡人の諸事情により所有権の移転を行うものであり、確認事項はすべて満たされており問題はないと考えられます。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、無職、借り人は〇〇合同会社であります。十日町地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、松田陽一委員。

松田委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。6月23日に井上委員とともに、〇〇合同会社の〇〇さんと現地調査を行ってきました。〇〇さんは30代であり、これまで父の手伝いをしてきましたが、この度、新規で法人を立ち上

げ、ワインぶどうの苗木を栽培するとのことです。全て要件を満たすと考えますので、ご協議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。  
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業で、両者は親子であります。原口地内の畑1筆について借り人の住居を建築するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2から4については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2から4について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。なお、5ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。譲渡人または貸し人は〇〇氏、会社員、〇〇氏、教員兼農業、及び〇〇氏、農業、譲受人または借り人は〇〇氏、農業兼会社員で、〇〇氏と〇〇氏は姉弟、〇〇氏と〇〇氏は親子であります。泉川地内の畑5筆について〇〇氏の住居を建築するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のう

ち整理番号2から4については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第438回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第438回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。相生地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第438回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第439回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第439回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。上生居地内の畑13筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第439回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程 7、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。なお、9 ページに位置図がございますので併せてご覧ください。2 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏、会社員及び〇〇、会社員です。金生一丁目地内の畑 1 筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏、会社員です。鶴脛町一丁目地内の畑 1 筆について、隣接する宅地に住宅を建築するにあたり、併用地として転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

井上委員 この土地への道路はどうなっているのか。

事務局長 地図上の住宅は取り壊されて更地となっており、この土地と合わせて住宅を建築するものです。

議長 その他ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 10 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第 438 回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、相生地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 11 ページをお開きください。6 件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 4 及び 6 については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 10、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 12 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第 5 条の規定による許可申請に伴い、泉川地内の畑 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 11、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 13 ページをお開きください。4 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。申請人は〇〇氏及び〇〇氏であります。松山二丁目地内の畑 2 筆について申請があったものです。平成 2 年 4 月に宅地及び通路として転用後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。牧野地内の田 1 筆について申請があったものです。先代が製材所の作業場として転用後、現在

まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。美咲町一丁目地内の田1筆について申請があったものです。昭和41年11月10日付けで転用届出が受理され、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。宮脇地内の田2筆について申請があったものです。平成5年10月18日付けで転用許可を得て、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時2分)

議事録署名委員

議事録署名委員